

生活習慣病対策の推進における国の役割

1 生活習慣病対策の推進体制の整備

- 健康日本21（全国的な目標の設定、多様な関係者による連携のとれた取組の推進等）
- 健康増進法（健康日本21の法的基盤）
 - ・国の基本方針
 - ・健康診査等指針
- 老人保健法、医療保険各法、労働安全衛生法、学校保健法、母子保健法等（保健事業等の推進）
- 健康フロンティア戦略の推進

2 科学的根拠に基づく情報の収集・整理・分析・提供

- 食事摂取基準、食生活指針
- 運動所要量、運動指針

3 生活習慣病対策の基礎となる調査研究の推進

- 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究の実施

「健康日本21」 ①概要

<基本的な方向>

- (1) 一次予防の重視
- (3) 目標の設定と評価

- (2) 健康づくり支援のための環境整備
- (4) 多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進

<目標値>

栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病(心臓病・脳卒中)、がんの9分野にわたり、70項目の目標値を設定

生活習慣の見直し

- 栄養・食生活
- 身体活動・運動
- 休養・こころの健康づくり
- たばこ
- アルコール
- 歯の健康

危険因子の減少

- 肥満 ○ 高血圧
- 高脂血 ○ 高血糖

健診等の充実

- 健診受診者の増加
- 健診後の対応の強化等

疾病等の減少

- がん
- 心臓病
- 脳卒中
- 糖尿病
- 歯の喪失
- 自殺

健康寿命の延伸と生活の質の向上など

◎合計で70項目からなる具体的な目標値を設定し、目的の明確な共有と、取組の成果の見直しに役立てる。

【具体例】

	現状	2010年		現状	2010年
・適正体重を維持している人の増加			・日常生活における歩数の増加		
20～60歳代の男性の肥満者	24.3%	→ 15%以下	男性	8,202歩	→ 9,200歩以上
40～60歳代の女性の肥満者	25.2%	→ 20%以下	女性	7,282歩	→ 8,300歩以上
・食塩摂取量の減少					
成人	13.5g	→ 10g未満			
・野菜の摂取量の増加					
成人	292g	→ 350g以上			

「健康日本21」 ②推進体制

「健康日本21」計画

①普及啓発

②推進体制整備
地方計画支援

③保健事業の
効率的・一体的
推進

④科学的根拠に基づいた事業の
推進

地方計画

老人保健事業

国保
組合健保
政管健保

保険者による
保健事業

労働安全衛生法
に基づく保健事業

学校保健事業

母子保健事業

(行動変容を支援) → 国民の健康実現

健康増進法(概要)

第1章 総則

(1) 目的

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図る。

(2) 責務

① 国民

- ・ 健康な生活習慣の重要性に対し関心と理解を深める。
- ・ 生涯にわたり、自らの健康状態を自覚する。
- ・ 生涯にわたり、健康の増進に努める。

② 国及び地方公共団体

- ・ 教育及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及を図る。
- ・ 健康の増進に関する情報の収集・整理・分析・提供を図る。
- ・ 健康増進に関する研究の推進を図る。
- ・ 健康の増進に係る人材の養成・資質の向上を図る。
- ・ 健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助に努める。

③ 健康増進事業実施者（保険者、事業者、市町村、学校等）

- ・ 健康教育、健康相談等国民の健康の増進のための事業を積極的に推進するよう努める。

(3) 国、地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者の連携及び協力

第2章 基本方針等（「健康日本21」の法制化）

(1) 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を厚生労働大臣が策定。

(2) 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画）の策定。

(3) 健康診査の実施等に関する指針

生涯を通じた健康自己管理を支援するため、健康増進事業実施者による健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳の交付その他の措置に関する指針を厚生労働大臣が策定。

第3章 国民健康・栄養調査等

(1) 国民健康・栄養調査を実施

(2) 生活習慣病の発生状況の把握

国及び地方公共団体は、生活習慣とがん、循環器病その他の生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生状況の把握に努める。

第4章 保健指導等

市町村 栄養改善その他の生活習慣の改善に関する事項についての相談・保健指導
都道府県等 特に専門的な知識・技術を必要とする栄養指導等の保健指導

第5章 特定給食施設等

(1) 特定給食施設における栄養管理

(2) 受動喫煙の防止

学校、官公庁施設等多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努める。

第6章 特別用途表示及び栄養表示基準

(1) 特別用途表示制度

(2) 栄養表示基準制度

附則

(1) 施行期日

公布日（平成14年8月2日）から9月を超えない範囲内で政令で定める日（平成15年5月1日）。ただし、健康診査の実施等に関する指針に関する規定については、公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日（平成16年8月1日）。

(2) 各法の改正

医療保険各法を改正し、保健事業の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めること。

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(概要)

第一 国民の健康の増進の推進の基本的な方向

(1) 一次予防の重視

(2) 健康増進支援のための環境整備

- 個人が主体的に取り組むべき健康増進の取組を、家庭、地域、職場等を含めた社会全体で支援していくことが重要である。
- 休日、休暇における健康づくりの活動の支援が必要である。健康づくりのために取得する休暇(健康休暇)の普及促進等を図るための環境整備を行う。

(3) 目標の設定と評価

(4) 多様な関係者による連携のとれた効果的な健康増進の取組の推進

- 各種の情報伝達手段等による多様な経路によるきめ細やかな情報提供を推進する。
- 地域、職場を通じた国民全体に対する働きかけと生活習慣病を発病する危険度の高い集団への働きかけとを適切に組み合わせる。ライフステージ、性差に応じた対策を効果的に推進する。
- 厚生労働行政分野における健康増進対策のみならず、関係行政分野との連携をとる必要がある。国、都道府県、市町村、健康増進事業実施者、医療機関等の関係者が相互に連携を図りながら協力するよう努める。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

- 国は、健康増進について全国的な目標を設定し、広く関係者等に対してその目標を周知するとともに、健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その情報を還元することにより、国民の意識の向上を図る。
- 地方公共団体は、全国的な目標を参考に、関係者間で共有されるべき目標を設定する。

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

(1) 健康増進計画の目標設定

- 都道府県、市町村の計画の策定に当たっては、住民の参加を求めるなど、地域の実情等に応じて作成する。
- 市町村は、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、施策、事業等に関する目標に重点を置いて設定することも考えられる。

(2) 計画策定に当たって留意すべき事項

- 健康増進計画の策定に当たっては、次のような事項に留意する。
 - ・既存の医療計画や老人保健福祉計画等との調和に配慮する。
 - ・一定の期間ごとに、計画の評価・改定を行い、継続的な取組に結びつける。
 - ・健康増進計画の策定・実施・評価の全ての過程において、住民が関与する。

- ・都道府県は、計画の策定、市町村、医療保険者、学校保健関係者等の関係者との連携強化について中心的な役割を果たす。
- ・保健所は、関係機関との連携のもと、地域保健の広域的、専門的、技術的拠点として、市町村における計画策定の支援を行う。
- ・都道府県は、計画の策定・推進に当たり、都道府県労働局との連携を図る。

第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

(1) 国民健康・栄養調査等の活用

- 国民健康・栄養調査その他各種統計情報等を活用し、科学的根拠に基づく健康増進施策を効率的に実施する。

(2) 健康の増進に関する研究の推進

- 国民の生活習慣と生活習慣病との相関関係等に関する研究等を推進する。

第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

- 生涯を通じた健康増進のために、保健事業の実施に当たっての共同事業を行うなど、健康増進事業実施者間において連携の促進を図る。

第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

(1) 基本的考え方

- インターネット、指針の策定等の多様な方法により普及啓発を行う。

(2) 健康増進普及月間

第七 その他国民の健康の増進に関する重要事項

(1) 健康増進のための推進体制の整備

- 医療保険者、医療機関、市町村保健センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等の幅広い関係者による構成される推進体制を整備する。
- 地方公共団体に対し、データベースの作成等、国は技術援助を行う。

(2) 民間事業者等との連携

(3) 健康増進を担う人材

- 国、地方公共団体は、保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康スポーツ医や健康づくりのための運動指導者との連携等のボランティア組織の支援等に努める。